

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則(平成21年飯塚市規則第35号。以下「規則」という。)第4条第4号及び第4条の2第3号に規定する対象児童、入所の要件並びに延長利用の要件について必要な事項を定めるものとする。

(H28-69一改)

(入所の要件)

第2条 規則第4条第4号に規定する「市長が特に必要と認める状態」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 当該児童の家庭に介護又は看護する家族がいるとき。
- (2) 保護者が産前産後及び育児休業期間中であるとき。
- (3) 保護者が病気であるとき。
- (4) 保護者が就学(職業訓練校への入校を含む。)するとき。
- (5) 長期学校休業日に限り入所する場合で、保護者の就労時間が1日4時間以上であるとき。
- (6) その他市長が特に入所を認めるとき。

(H28-69繰上)

(延長利用の要件)

第3条 規則第4条の2第3号に規定する「市長が特に必要と認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 残業等により就労時間が延長になることがあり、午後6時までの迎えが困難であるとき。
- (2) その他市長が特に延長利用を認めるとき。

(H28-69繰上)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(H28-69繰上)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。